

工作物に係る景観形成基準の解説

工作物に係る景観形成基準

届出対象行為

工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更	対象となる行為	
工作物の種類	自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン
煙突	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	高さ15mを超えるもの	高さ15mを超えるもの
高架水槽、サイロ、物見塔等	高さ8mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
昇降機、ウォーターシュート等	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
自動車車庫の用途に供する施設	15㎡を超えるもの	高さ12mを超えるもの
石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料その他これらに類する物資の貯蔵施設	高さ8mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
汚水処理施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する処理施設	高さ6mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
装飾塔、記念塔等	高さ4mを超えるもの	高さ12mを超えるもの
リフト、ケーブルカー等の移動施設	すべてのもの	すべてのもの

工作物の外観変更については、外観変更に係る部分の見付面積の合計が10㎡以下の場合には届出対象から除外する。

基準内容

項目	景観形成基準																
	自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン															
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。 周囲のまち並み景観や周辺の既存緑地等と調和するよう配置する。 建築物と一体に建設等を行う場合は、建築物本体の形態や意匠と調和した形態及び意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。 	解説1														
色彩	<p>外観</p> <ul style="list-style-type: none"> 基調となる外観の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外観において着色していない木材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の外観の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩は、この限りではない。 また、高さ15mを超える鉄柱、コンクリート柱、木柱等については、上記にかかわらず濃茶系色の色彩を使用することができる。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">色相</td> <td style="text-align: center;">明度</td> <td style="text-align: center;">色相</td> <td style="text-align: center;">彩度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5YR～2.5Y</td> <td style="text-align: center;">8～5</td> <td style="text-align: center;">10R～2.5Y</td> <td style="text-align: center;">3以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記の色相以外</td> <td style="text-align: center;">7～5</td> <td style="text-align: center;">上記の色相以外</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">無彩色</td> <td style="text-align: center;">N7～N5</td> </tr> </table>	色相	明度	色相	彩度	5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下	上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下	無彩色	N7～N5		解説2 解説3
色相	明度	色相	彩度														
5YR～2.5Y	8～5	10R～2.5Y	3以下														
上記の色相以外	7～5	上記の色相以外	1以下														
無彩色	N7～N5																

工作物に対する景観形成基準の解説

解説1 天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しない配置について

天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないように、工作物を配置してください。配置する場合は、視対象となるものから遠ざけるなど、配置に配慮してください。

解説2 工作物の外観の基調となる色彩基準について

工作物の外観の基調となる色彩は、マンセル表色系で範囲を規定しています。具体的な色彩は、巻末の参考資料「色彩基準の主な色票」を参照してください。

高さ 15m を超える鉄柱、コンクリート柱及び木柱等については、マンセル表色系の規定値の他、濃茶系色の色彩を使用することができます。

「濃茶系色」を用いた支柱の事例

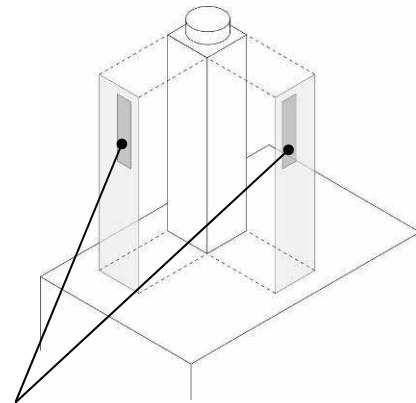


濃茶系色の支柱

*この支柱のマンセル値は、5YR3/1 です。

解説3 外観の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩について

工作物の外観の色彩において、外観のデザイン性やサイン等の誘目性などに配慮するため、外観の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される部分の色彩については適用除外としています。



外観の見付面積の 5 分の 1 未満の範囲の例

開発行為等に係る景観形成基準の解説

開発行為に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・ 俯瞰景観重点ゾーン	主として建築物の建築の用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更等	500㎡以上の行為
幹線道路沿道ゾーン・ 眺望景観沿道ゾーン・ 市街地ゾーン	主として建築物の建築の用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更等	3,000㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン・ 俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は、緑化する。 ・よう壁の配置、構造及び表面の仕上げに配慮し、天橋立や主要な視点場からの眺望景観の一体性を乱さない。 	<p>解説1</p> <p>解説2</p>
幹線道路沿道ゾーン・ 眺望景観沿道ゾーン・ 市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は、緑化する。 	<p>解説1</p>

開発行為に対する景観形成基準の解説

解説1 「周囲の自然景観等との調和に配慮し、行為の結果生じた法面等は、緑化する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲の自然環境との調和に配慮するために、土地の造成により発生する造成法面については、法面の斜面や小段等を緑化してください。

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言い難く、季節によっては緑を失い景観上決して好ましいものではないことから、地域の植生を考慮した、中高木や低木、地被植物類等による緑化も併せて行うようにしてください。



法面の斜面や小段への緑化例
小段部：中高木植栽
斜面地：苗木植栽、地被植栽等



法面への緑化事例

解説2 「よう壁の配置、構造及び表面の仕上げに配慮し、天橋立や主要な視点場からの眺望景観の一体性を乱さない」とは

開発の際に発生するよう壁等の構造物については、その構造及び表面の仕上げは、自然石又は、それに類する化粧型枠等による自然石風の仕上げとし、周辺の景観に調和した仕上げとします。



よう壁の仕上げ等の修景例

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更 500㎡以上の行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更 3,000㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 行為の結果生じた法面等は、緑化する。 行為完了後は、緑地を復元する。 	解説1
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 行為の結果生じた法面等は、緑化する。 	解説1

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に対する景観形成基準の解説

解説1 「行為の結果生じた法面等は、緑化する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲の自然環境との調和に配慮するために、行為の結果生じた法面については、法面の斜面や小段等を緑化してください。

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言い難く、季節によっては緑を失い景観上決して好ましいものではないことから、地域の植生を考慮した、中高木や低木、地被植物類等による緑化も併せて行うようにしてください。



法面の斜面や小段への緑化例
小段部：中高木植栽
斜面地：苗木植栽、地被植栽等



法面への緑化事例

木竹の伐採に係る景観形成基準

【自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	木竹の伐採	500㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	・行為完了後は、緑地を復元する。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	500㎡以上の行為
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	3,000㎡以上の行為

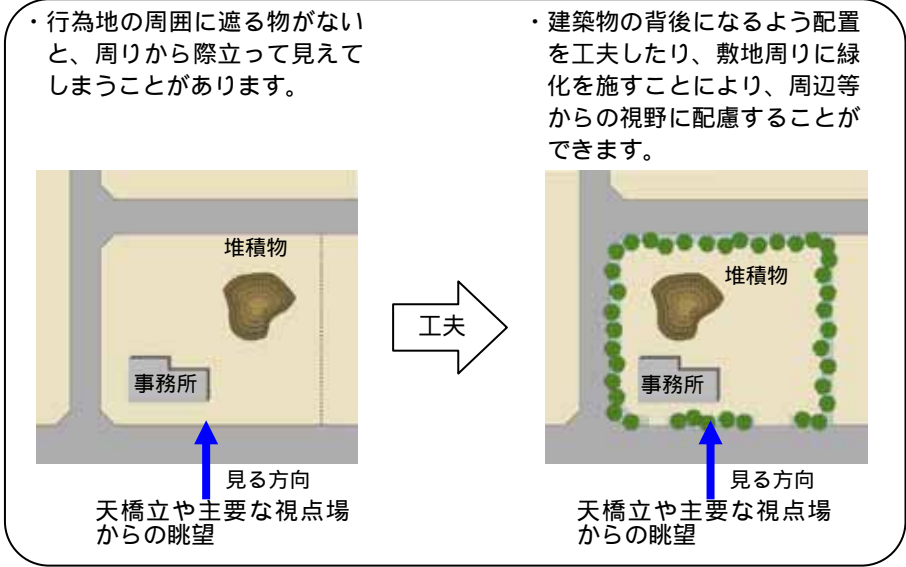
基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン・俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう、堆積物を配置する。 ・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。	解説 1
		解説 1
幹線道路沿道ゾーン・眺望景観沿道ゾーン・市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・天橋立からの眺望を阻害しないよう、堆積物を配置する。 ・天橋立からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する。 ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。	解説 1
		解説 1

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準の解説

解説 1 「天橋立や主要な視点場からの眺望を阻害しないよう、堆積物を配置する」
 「天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮し、行為地外周に緑地を配置する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲からの視野に配慮するために、行為地外周を緑化してください。特に、行為地に隣接して道路がある場合には、道路からの視野に配慮するなど、積極的な緑化を行うようにしてください。



水面の埋立てに係る景観形成基準

【自然景観保全ゾーン】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
自然景観保全ゾーン	水面の埋立て	500㎡以上の行為

基準内容

項目	景観形成基準	
自然景観保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸の表面の仕上げに配慮し、天橋立からの眺望景観の一体性を乱さない。 ・法面が生じる場合は、樹木等で緑化する。 	解説1 解説1

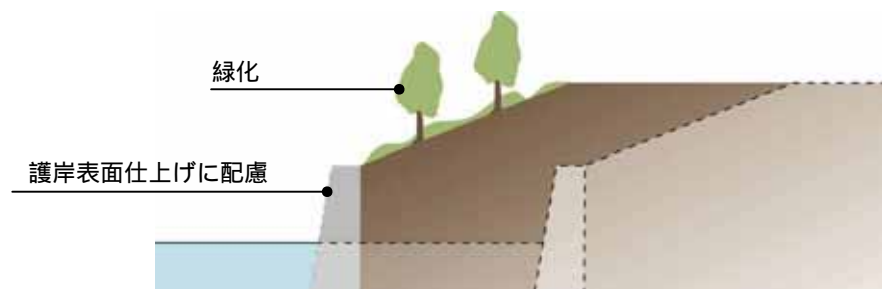
水面の埋立てに対する景観形成基準の解説

解説1 「護岸の表面の仕上げに配慮し、天橋立からの眺望景観の一体性を乱さない」 「法面が生じる場合は、樹木等で緑化する」とは

天橋立や主要な視点場からの眺望や周囲の自然環境との調和に配慮するために、水面の埋め立てにより発生する造成法面については、法面の斜面や小段等を緑化してください。

法面緑化は、芝吹付け等による緑化が一般的ですが、周辺景観と調和したものとは言い難く、季節によっては緑を失い景観上決して好ましいものではないことから、地域の植生を考慮した、中高木や低木、地被植物類等による緑化も併せて行うようにしてください。

また、水面の埋め立てにより形成される護岸については、天橋立からの眺望に対して配慮するために、自然石や擬石仕上げ等を施すようにしてください。



法面の斜面への緑化例
斜面地：苗木植栽、地被植栽等



法面への緑化事例

特定照明に係る景観形成基準

【対象区域全域】

届出対象行為

	行為の種類	対象となるもの
対象区域全域	特定照明	届出対象となる規模の建築物及び工作物に対する行為

基準内容

項目	景観形成基準	
対象区域全域	・ 特定照明は、対象となる建築物及び工作物の壁面等の範囲内に照射し、壁面等において認識される色彩は、色彩基準で規定する色彩の範囲とする。	解説1

特定照明に対する景観形成基準の解説

解説1 「特定照明は、対象となる建築物及び工作物の壁面等の範囲内に照射し、壁面等において認識される色彩は、色彩基準で規定する色彩の範囲とする」とは

特定照明とは、建築物や工作物をライトアップする場合のことを指し、そのライトアップする対象の範囲を壁面等に限定するものです。

ライトアップにより照射される壁面は、その照射面において認識される色彩を色彩基準で規定する色彩の範囲内としてください。

また、建築物や工作物へのライトアップは、照らす対象や方向を絞り込み、可能な限り控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止してください。



特定照明（建築物へのライトアップ）